

令和5年度国際社会への情報発信業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

令和5年度国際社会への情報発信業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

国際社会に対し、沖縄県の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを幅広く発信することで、これらの問題解決に向けた国際世論の形成を図る。

4 業務の内容

沖縄県の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題や基地から派生する諸問題の解決の必要性などについて、国際社会に対し情報発信するため、国際連合等の国際機関の会議の場（以下、「国際会議等」という。）への沖縄県知事の出席に関する支援業務、国際機関等の関係者との連絡調整、情報発信に係る効果的な手法の検討や情報収集、資料の作成など、以下の業務を委託する。なお、実際に実施する業務の内容は、受託者からの提案内容に基づき、実施前に沖縄県と調整して決定するものとする。

(1) 国際会議等への出席に関する支援業務

国際会議等に沖縄県知事が出席するため、以下の事項を行う。なお、効果的な情報発信のためにどのような場で発信するか等については、受託者からの提案内容に基づき、実施前に沖縄県と調整して決定するものとする。

[事前準備、調整等]

- ア 沖縄県知事が出席する国際会議等の検討や情報収集に関する支援
- イ 国際会議等の出席登録業務（国際会議等の主催者との連絡調整含む）
- ウ 国際会議等の出席に関する関係者との連絡調整・訪問日程の調整
- エ 関係者との事前調整に必要な資料等の作成
- オ 国際会議等における沖縄県知事の発信内容及びその翻訳に関する助言
- カ 必要に応じて、情報発信に関する会場の確保や会議の司会・通訳等の人員の確保など必要な業務

[国際会議等の出席におけるコーディネート]

- キ 実施に係る行程の提案及び移動手段の手配、現地アattend業務

- ク 当日の会議出席時における進行管理や運営等
- ケ 当日の会議出席時における資料等の準備・配布
- コ 現地における関係者訪問に関する連絡調整
- サ 会議における議事録の作成

[会議出席後の対応]

- シ 会議出席時や現地で得た情報の整理
- ス 報告書の作成

(2) 情報発信に係る効果的な手法の検討や情報収集、資料の作成

(1)の取組をより効果的なものとするため、以下の事項を行う。

- ア 現地で実施する有識者を交えたトークディスカッション等の実施や(1)に付帯して行う取組の検討及びその実施
- イ オンラインを活用した情報発信の手法の検討及びその実施
- ウ 効果的な情報発信のため、沖縄県に招へいする専門家や有識者の検討支援
- エ 国際連合等の国際機関などに関する情報収集
- オ (1)に関連する会議の運営
- カ 必要な資料の作成

(3) その他、受託者からの提案内容に基づく業務

5 経費の算出について

経費を算出するにあたっては、以下の項目及び条件で行うこと。

なお、これは積算のための条件であり、実際の実施にあたっては、沖縄県と協議のうえ決定すること。

(1) 直接人件費

直接人件費には、「4 業務の内容」に掲げる全ての業務に直接必要となる者の時給単価及び時間数を記載し計上すること。

- ア 統括担当者 複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。
- イ 専門員A 一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当する。
- ウ 専門員B 上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

(2) 直接経費

「(1) 直接人件費」を除く、「4 業務の内容」に掲げる全ての業務を実施するた

め必要な旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料等を計上すること。単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

(3) 再委託費

業務に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象とする。単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

(4) 一般管理費

一般管理費は、業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費であり、 $((1)直接人件費 + (2)直接経費 - (3)再委託費) \times 10\%$ 以内とすること。

(5) 消費税及び地方消費税

$((1)直接人件費 + (2)直接経費 + (3)再委託費 + (4)一般管理費) \times 10\%$ 以内とすること。

(6) 総額

上記(1)から(5)までを合計した総額を示すこと

6 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密

接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、以下の通りとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務。ただし、その業務の範囲においては、県と事前に協議を行い、確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

ア 資料の収集・整理

イ 撮影・複写・翻訳・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 文字書き起こし・議事録作成

オ ホームページ、広報媒体作成

7 事業の成果品及び著作権

受託事業者は、委託業務の完了後、本事業の成果品として、事業実績報告書を提出すること（紙媒体5部及び電子データ）。本事業で作成したデータ、写真素材、著作物等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとする。

8 その他

(1) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、沖縄県及び受託事業者双方合意のうえ、決定するものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して決定するものとする。